

郡上市の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等について

1. 地方公共団体財政健全化法の概要

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が、平成19年度決算から義務付けられました。また、平成20年度決算からは、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になります。

公表を行うのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と資金不足比率です。

2. 郡上市の状況（平成 19 年度決算に基づくもの）

健全化判断比率

平成 19 年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

指 標	郡上市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.55%	20.00%
連結実質赤字比率	-	17.55%	40.00%
実質公債費比率	20.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	184.6%	350.0%	

実質赤字額、連結実質赤字額がないため「-（該当なし）」で表示しています。

（参考）県内の健全化判断比率の状況 NO.1

（単位：%）

市区町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	将来負担比率
岐阜市	-	(11.25)	-	(16.25)	8.9	52.1
大垣市	-	(11.64)	-	(16.64)	10.1	85.6
高山市	-	(11.76)	-	(16.76)	12.0	25.3
多治見市	-	(12.47)	-	(17.47)	4.5	-
関市	-	(12.21)	-	(17.21)	11.2	40.0
中津川市	-	(12.12)	-	(17.12)	16.4	152.2
美濃市	-	(14.59)	-	(19.59)	15.0	123.5
瑞浪市	-	(13.65)	-	(18.65)	8.7	70.7
羽島市	-	(12.98)	-	(17.98)	14.6	73.1
恵那市	-	(12.66)	-	(17.66)	13.9	95.0
美濃加茂市	-	(13.19)	-	(18.19)	10.9	52.5
土岐市	-	(13.04)	-	(18.04)	13.8	26.7
各務原市	-	(12.08)	-	(17.08)	3.2	-
可児市	-	(12.62)	-	(17.62)	8.6	-
山県市	-	(13.71)	-	(18.71)	13.5	138.6
瑞穂市	-	(13.43)	-	(18.43)	3.6	-
飛騨市	-	(13.27)	-	(18.27)	13.8	111.3
本巣市	-	(13.34)	-	(18.34)	10.5	42.2
郡上市	-	(12.55)	-	(17.55)	20.2	184.6
下呂市	-	(12.91)	-	(17.91)	14.2	63.1

実質赤字比率及び連結赤字比率の()内は、早期健全化比率

(参考) 県内の健全化判断比率の状況 NO.2

(単位: %)

市区町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	将来負担比率
海 津 市	-	(13.34)	-	(18.34)	11.7	118.4
岐 南 町	-	(15.00)	-	(20.00)	12.0	-
笠 松 町	-	(15.00)	-	(20.00)	8.0	81.3
養 老 町	-	(14.24)	-	(19.24)	5.8	81.9
垂 井 町	-	(14.57)	-	(19.57)	10.9	70.0
関ヶ原町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.9	105.8
神 戸 町	-	(15.00)	-	(20.00)	6.9	43.3
輪之内町	-	(15.00)	-	(20.00)	5.9	-
安 八 町	-	(15.00)	-	(20.00)	12.9	148.3
揖斐川町	-	(13.44)	-	(18.44)	13.4	24.9
大 野 町	-	(15.00)	-	(20.00)	7.1	-
池 田 町	-	(15.00)	-	(20.00)	12.3	125.1
北 方 町	-	(15.00)	-	(20.00)	12.3	44.7
坂 祝 町	-	(15.00)	-	(20.00)	10.8	-
富 加 町	-	(15.00)	-	(20.00)	12.5	60.3
川 辺 町	-	(15.00)	-	(20.00)	10.4	51.2
七 宗 町	-	(15.00)	-	(20.00)	11.2	75.3
八百津町	-	(15.00)	-	(20.00)	11.7	54.8
白 川 町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.1	62.0
東白川村	-	(15.00)	-	(20.00)	22.4	124.3
御 嵩 町	-	(15.00)	-	(20.00)	11.7	87.1

実質赤字比率及び連結赤字比率の()内は、早期健全化比率
これは確定数値ではありませんので、今後変更となることがあります。

資金不足比率

平成 19 年度においては、下表のとおり、資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率は該当ありません。

指 標	郡上市	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0%
病院事業等会計	-	
簡易水道事業特別会計	-	
下水道事業特別会計	-	
ケーブルテレビ事業特別会計	-	
宅地開発特別会計	-	

資金不足比率が生じていない(赤字が生じていない)ため、「-(該当なし)」で表示しています。

健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して9月定例議会へ報告しました。

3. 指標に関する説明

実質赤字比率とは・・・福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字額が標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。

連結実質赤字比率とは・・・すべての会計を合算し、全体の赤字が標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。

実質公債費比率とは・・・地方債（借入金）の返済額及びこれに準じる経費の額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したもので、3ヵ年分を平均したものです。

将来負担比率とは・・・一般会計等の地方債（借入金）や将来支払っていく可能性のある負担等（下水道事業、病院事業、簡易水道事業、退職手当支給予定額、信用保証協会の債務等）の現時点での残高が標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。

資金不足比率とは・・・公営企業の資金不足が、公営企業の事業規模である営業収益（料金収入等）の規模に占める割合を指標化したものです。

早期健全化基準とは・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」のうち、1つでも基準以上になった場合、指標が早期健全化基準未満となることを目標として財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告しなければなりません。

財政再生基準とは・・・国の関与による確実な再生を図るため、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」のうち1つでも基準以上となった場合、指標が早期健全化基準未満となること等を目標として、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告しなければなりません。また、総務大臣の同意なしに地方債（借入金）の起債ができなくなります。

経営健全化基準・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「資金不足比率」が経営健全化基準以上となった場合、指標が経営健全化基準未満となることを目標として、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告しなければなりません。

平成19年度 郡上市健全化判断比率対象

会計分類	会計名称	健全化判断比率 ()は早期健全化基準値							
		実質赤字比率 (12.55%)	連結実質赤字比率 (17.55%)	実質公債費比率 (25.0%)	将来負担比率 (350.0%)				
普通会計	一般会計 青少年育英奨学資金貸付特別会計 鉄道経営対策事業基金特別会計	実質赤字比率 (12.55%)	連結実質赤字比率 (17.55%)	実質公債費比率 (25.0%)	将来負担比率 (350.0%)				
公営事業会計	水道事業会計 病院事業等会計 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 ケーブルテレビ事業特別会計 宅地開発特別会計 国民健康保険特別会計 国民健康保険特別会計 (直営診療施設勘定) 老人保健特別会計 介護保険特別会計 介護サービス事業特別会計 駐車場事業特別会計								
一部事務組合等	なし								
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	大規模林道・ほ場整備等の受益者賦課金の償還金に対しての助成金等								該当なし
地方独立行政法人(損失補てん)	なし								
地方三公社(損失補てん)	郡上市土地開発公社								
第3セクター等(損失補償)	岐阜県信用保証協会								